

東日本大震災後応急仮設の住宅および学校における 簡易専用水道施設の検査について

○小沼 充範、平 哲男、宍戸 純一、佐藤 一弘
公益財団法人福島県保健衛生協会

【目的】

東日本大震災以降、簡易専用水道施設が応急仮設住宅や学校に応急処置として設置された。これら施設の衛生的な状況を知る目的で、当協会が検査を実施した8施設を対象に平成23年度から平成28年度までの6年間の簡易専用水道施設の管理状況について報告する。

また、設置された水槽の種類を併せて報告する。

【方法】

平成23年度から平成28年度までに行った簡易専用水道施設検査の結果に基づいて、不適と考えられる事項とその後の改善状況、および水槽のタイプについて検討した。

【結果】

1. 不適事項の傾向について

- ①給水管に逆流防止措置が施されていないもの1件
- ②未使用電極カバー内部の開口があり1件（虫等の侵入おそれ）
- ③残留塩素が0.1mg/ℓ未満のもの1件（残留塩素が $0 < X < 0.1\text{mg}/\ell$ ）

合計3件認められた。

応急措置として新しく設置された水槽であったため不適事項は少なかった。不適事項を指摘された施設では、翌年の検査までに不適箇所をすべて改善していた。改善方法としては、給水管に逆流防止のため孔を開ける方法、電極カバー開口部の密閉、滅菌装置の使用などであった。なお、貯水槽清掃を年に1回実施していることも確認できた。

2. 水槽のタイプについて

検査対象となった施設の水槽のタイプはすべてFRP製であった。FRP製はステンレス製よりも安価であること。パネル式のため運搬や組み立てが容易であり早急に設置することが可能であるなどの特徴をもっていた。

【まとめ】

今回の調査では、応急仮設の住宅および学校における簡易専用水道施設の不適事項は、新規に設置されたものであるため少なかった。不適を指摘された施設では、指摘事項を速やかに改善していた。応急的設置であったため、検査対象となったすべての施設の水槽は、設置しやすいFRP製であった。応急仮設の住宅および学校で使用している貯水槽においては、貯水槽清掃を年に1回実施し、簡易専用水道施設検査を受けていた。